

平成28年12月5日

環境生活総務課（島根県消費者センター）

担当：立花、飯塚

TEL：0852-22-5103 FAX：0852-32-5918

shohishitsu@pref.shimane.lg

電子メールによる消費生活相談の受付について

平成27年度に県消費者センターが受け付けた消費生活相談件数のうち、29歳以下の若者からの相談の割合は5.9%と、高齢者に比べて少ない状況です。

一方、近年、若者を標的にした有料サイトの利用・退会料等を請求する特殊詐欺被害も多発してきています。

こうした状況から、県消費者センターでは、若者や電話で話すことの苦手な方からの相談のきっかけになるとともに、特殊詐欺被害の防止にもつながると考えられることから、電子メールによる消費生活相談の受付を下記のとおり開始します。

記

1. 受付開始年月日

平成29年1月4日（水）

2. 実施方法

県ホームページから県消費者センターのページ（右のQRコードからも入れます。）に入り、専用ページの相談入力フォーム（様式）に入力し、送信する方法
※電子メール専用ページは1月4日より開設します。



3. 相談を利用できる方

島根県内に居住する消費者

4. 相談できる内容

消費者と事業者との間の商品やサービスに関するトラブルやお問い合わせ等

5. 回答方法

メールでの相談受付は初回のみとし、メールにより回答します。

同一内容についての2回目以降の相談は電話又は来所でお願いします。

6. 注意事項

メール相談の内容確認は、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の8時30分から17時に行い、内容を確認した後、概ね1～2日程度で回答しますが、詳細な聞き取りを行わないままでの回答ですので、十分な回答ができない可能性があります。

また、クーリング・オフ期限の迫ったような緊急の相談には間に合わない場合がありますので、ご注意ください。

以上